

議第33号

三島市職員定数条例の一部を改正する条例案

三島市職員定数条例（昭和31年三島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「732人」を「612人」に改める。

第3条第1項中「兼職者」を「他の地方公共団体又は公益的法人等に派遣されている職員、兼職者」に改め、「専従職員」の次に「及び育児休業をしている職員」を加え、同条第2項中「休職者が復職を命ぜられたとき及び専従職員が職務に復帰を命ぜられたとき、その」を「他の地方公共団体又は公益的法人等に派遣されている職員若しくは育児休業をしている職員が職務に復帰し、又は休職者若しくは職員団体の業務に従事する専従職員が復職した場合において、」に、「その職員を」を「当該職員を」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士